

タカタータンマイスター認定制度について

1. 目的

タカタータン生地を使用する商品開発を支える技能・技術者の中から特に優れた者をタカタータンマイスターとして認定することにより、その社会的評価を高めるとともに、タカタータンマイスターの活動によって、優れた技能・技術の継承・発展と人材の確保・育成を図り、タカタータンの商品開発の振興に資することを目的とする。

2. 対象技術

タカタータンマイスター認定の対象とする技術は、縫製技術、ものづくり技術とする。

3. 認定基準

タカタータンマイスター認定は、次の各号のいずれかの要件に該当するものに対して行う。

- (1) 対象業種に 20 年以上の従事経験を有する、卓越した技能・技術者であること。
- (2) 対象業種において技能検定がある職種は、一級（又は準一級）以上の資格取得者、公的資格がある職種は、資格取得者であること。
- (3) 後進の指導・育成の能力及び熱意を有し、タカタータンマイスターとして実際に活動可能であること。
- (4) 他の技能・技術者の模範となり、周囲から尊敬される人格を有していること。
- (5) その保有する技能・技術を公開することができること。
- (6) その他、委員会が認める技術者であること。

4. 認定申請・認定決定等

- (1) タカタータンマイスターの候補者として申請しようとする者は、所定の事項を記載した認定申請書（様式第 3 号）及びサンプル品をタカタータン委員会に提出するものとする。
- (2) タカタータン委員会委員長は、申請のあった者の中から、優れた者をタカタータンマイスターとして認定するものとする。認定審査にあたっては、タカタータン委員会で製造等に関し、認定規準と照合、審査するものとする。
- (3) 委員会が技術を認めた者には、「タカタータンマイスター」の称号を付与する。マイスターの称号を認められた者のみが商品開発・制作をすることができる。
- (4) 当該認定者には、認定書（様式第 4 号）を交付するものとする。なお、認められない場合はその理由を通知する。